

子ども医療費助成事業

(現物給付・自動償還方式)のお知らせ



対象児童

北中城村に住民登録があり、各種健康保険に加入している児童
(生活保護など、医療扶助を受けている場合は対象となりません。)



助成対象期間

「北中城村民になった日(出生・転入)」から
「中学校卒業時(15歳に達した日以後の最初の3月31日)」または「転出日」まで

助成内容

助成内容	対象児童	給付方法
通院 ・ 入院	0歳～中学校卒業時まで 15歳に達した日以後最初の3月31日まで	中学校3年生まで現物給付

子ども医療費助成受給資格者証の交付手続き

北中城村役場 福祉課で「受給資格者証」を交付します。
受給資格者証の交付に必要なもの(①～③は全員。④は該当者のみ)

中学卒業まで
一部負担金
なし!!



必要なもの		備考
①	健康保険被保険者証	◆対象児童の氏名が記載されているもの
②	普通預金通帳	◆受給資格者(保護者)ご本人名義のもの(父・母)
③	「高額療養費」支給の有無を確認する場合	◆「転入」または ◆「対象者の税情報が北中城村で確認できない」 <u>(1月1日時点、対象者の住所が村外にある)場合のみ提出</u>
	健康保険被保険者の「課税or非課税」がわかる証明書(父・母)	<u>証明書は1月1日に住民登録があった市町村で発行できます。</u> ※(例)受給資格取得日(出生・転入日)が ・「1月2日～7月31日」の期間の場合 → 前年度(前々年分所得)の証明書を提出 ・「8月1日以降」の場合 → 現年度(前年分所得)の証明書を提出

☆代理人の方が手続きに来庁される場合は、委任状の提出が必要です。

注意事項 ～下記の内容をよくお読みください～

ピンク色の「北中城村子ども医療費助成金受給資格者証（現物給付・自動償還）」を、沖縄県内の現物給付、自動償還方式を導入している医療機関等で提示し、自動償還方式に関しては、医療費を支払うことで、この制度を利用することができます。ただし、その際には次の事項に同意したものとみなします。

- ① 対象児及び被保険者に係る子ども医療費助成に関する手続又は処分に関し、課税台帳の閲覧等必要な個人情報を利用すること。
- ② 子ども医療費助成金の受給に必要な範囲で、対象児及び被保険者に係る個人情報を保険医療機関等もしくは沖縄県国民健康保険団体連合会に提供し、又は提供を受けること。

※受給資格者証のウラ面に記載されています。ご確認ください。

また、次の場合は「現物給付・自動償還方式」の取扱対象外となります。

- ① 医療機関等を受診する際、「北中城村子ども医療費助成金受給資格者証（現物給付・自動償還）」を提示しなかった場合
- ② 沖縄県外の医療機関等で受診した場合
- ③ 沖縄県内の「現物給付・自動償還方式」を導入していない医療機関等で受診した場合

※ 受診の際に、医療機関等の窓口で「子ども医療費助成の現物給付、自動償還を行っていますか？」とお尋ねください。

- ④ 受診した医療機関等で医療費の自己負担額に未払いがある場合

上記の場合は、医療機関等の窓口で医療費の全額を支払った後、**領収書、受給者証、保険証**をご持参の上、北中城村役場福祉課窓口にて支給申請を行ってください。

※子ども医療費助成金の支給申請期限は、**受診した月の翌月から2年以内**です。

☆「自動償還方式」を利用する場合は、**医療機関等の窓口での医療費の支払いが必要**です。

○受給資格者証（現物給付・自動償還）は、月初めだけではなく、受診のつど、医療機関等の窓口で健康保険証とあわせて提示してください。

○高額療養費や家族療養附加給付金等の適用がある場合は、その分を控除した額を助成します。その確認のために支給が遅れる場合や、窓口でのお手続きが必要な場合があります。

○自動償還方式を利用して受診した日から3か月後に助成金が振込まれます。4か月経過後も指定した預金口座に振込が確認できない場合は、お手数ですが下記までお問い合わせください。

※場合によっては、領収書を持参して窓口で申請していただく場合があります。

○医療機関等を受診した際の領収書は、助成金の振込が確認できるまで大切に保管してください。

☆現物給付、自動償還方式を導入している医療機関等の情報は、沖縄県ホームページからご覧になれます。

URL: <http://www.pref.okinawa.jp/site/fukushi/kenkozoshin/boshi/documents/kodomoiryou.html>

小児救急電話相談窓口 「#8000」

小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスを受けられます。
(利用時間：毎日、午後7時～午後11時)



☆ご不明な点はこちらまで☆

北中城村役場 福祉課児童福祉係
子ども医療費担当

935-2263 (内線 252)

